

【医療事故調査制度対応】

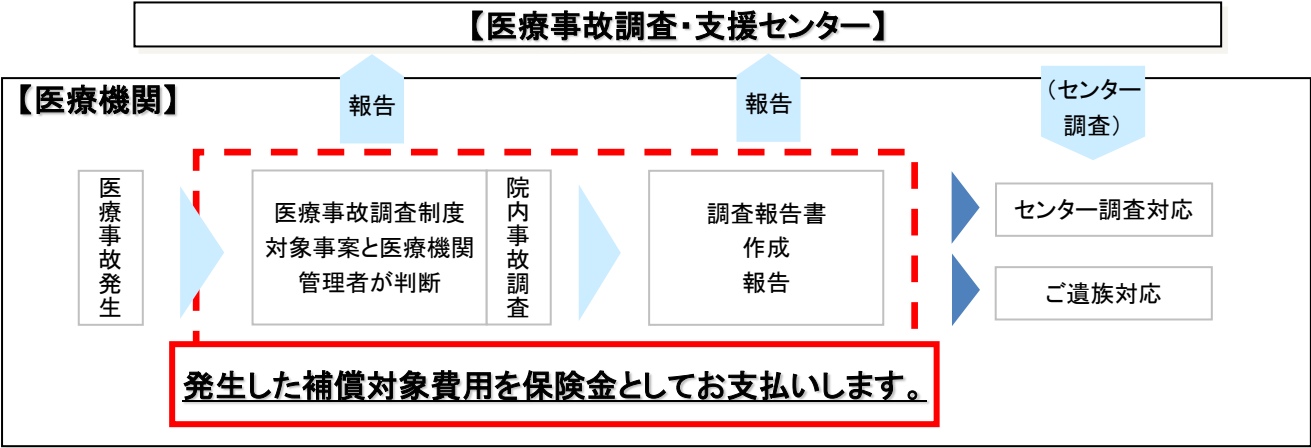
医療事故調査費用保険

(費用・利益保険普通保険約款 医療事故調査費用保険特約条項 他)

1. 医療事故調査費用保険の概要

この保険は、医療事故調査制度に則って第三者機関(医療事故調査・支援センター)に事故発生の報告が受領されている事故が発生した場合に、医療事故調査制度で義務付けられる、「院内調査」の実施によって発生する費用を補償します。

【院内事故調査実施で発生する費用例】



この保険で対象となる主な費用例

解剖・Ai (死亡時画像診断) に関する費用

院内事故調査の実施過程において、解剖・Ai実施の必要がある場合に、解剖・Aiの実施に係る費用を補償します。

- 解剖・Aiの実施費用 ●ご遺体の搬送・保管費用
- 解剖・Ai結果のレポート作成費用

院内調査委員会への外部委員の招聘費用^{しょうへい}

院内事故調査の実施にあたり、院内調査委員会に外部からの委員を招く場合に係る費用を補償します。

- 外部委員への謝金
- 外部委員の交通費

医療事故調査等支援団体への支援委託費用 (20万円限度)

医療事故調査等支援団体に支援を要請するにあたり、医療事故調査等支援団体へ支払う費用を補償します。

- 医療事故調査等支援団体への支援委託費用

その他、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用

院内事故調査を行うにあたり必要となる外部に支払う費用を補償します(保険会社が妥当と認めた費用にかぎりませう。)

- 貸会議室費用、院内調査委員の雑費 等

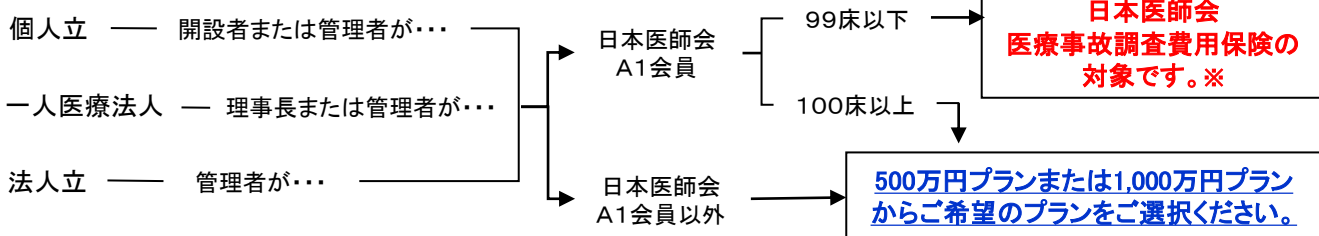
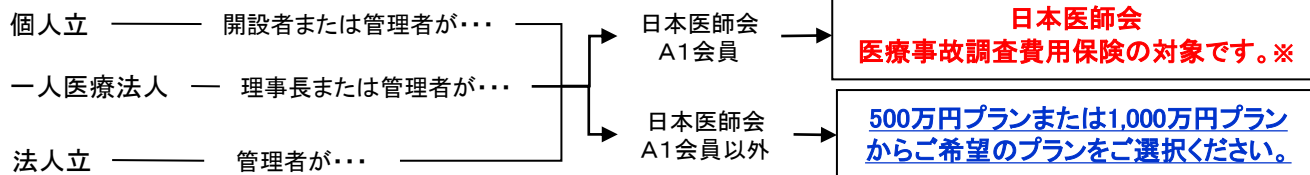
お支払事例

支援団体への支援委託費用	20万円
ご遺体の搬送・保管費用	20万円
解剖費用 診断書作成費用	40万円
院内調査委員会の設置 運営費用	40万円
報告書作成に係る費用	20万円
合計	140万円

※上記金額はあくまで1事例であり、実際のお支払い金額は個々の事例により異なります。

2. ご加入タイプと保険料

● ご加入タイプのご選択



※医療事故調査費用保険の対象となる方で、重複してのご加入を検討される場合はお問い合わせください。

● 年間保険料

保険金額	診療所 保険料 (1施設あたり)		病院 保険料 (1病床あたり)						
	無床 診療所	有床 診療所	一般病床					療養病床	その他病床 (精神病床含む)
			99床 以下	100床～ 199床	200床～ 299床	300床～ 499床	500床 以上		
1事故・ 期間中 限度額									
500万円プラン	4,000円	12,000円	1,000円	1,200円	1,600円	1,700円	1,800円	800円	250円
1,000万円プラン	4,500円	14,000円	1,100円	1,400円	1,800円	1,900円	2,000円	900円	300円

● 病院の保険料計算方法

保険料

=

病床区分ごと
の保険料単価

×

病床数

病床区分ごとに左記の計算を行い、
合算したものが最終的な保険料と
なります。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由により発生した費用はお支払いできません。

- ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故
- ④所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。
- ⑤医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害

※保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。上記以外にも保険金をお支払いできない場合はございますので、必ず、普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

☎0570-022808 <通話料有料> <受付時間>

IP電話からは03-4332-5241

平日：午前9時15分～午後5時

土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方についてもこのチラシに記載した内容をお伝えください。

お問い合わせ先

<取扱代理店>

福岡県医師会 指定代理店

株式会社ケンイ

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30

TEL 092-431-4847 FAX 092-431-4811

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

福岡支店 営業第一課

〒812-8668 福岡県福岡市博多区博多駅前2-5-17

TEL 092-481-5310 FAX 092-414-9871

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

承認番号：SJNK17-10073 （承認日：2017/08/02）